

令和3年4月1日より 有害ごみの分別が変わります

近年、リチウムイオン電池を使用したモバイルバッテリーなど充電電池が原因と思われる火災事故が発生しています。

そこで『有害ごみ』の分別していただく種類を細かくして火災事故をなくすようにしていきたいと考えております。

住民の皆様にはご負担をおかけしますが、安心・安全のためご理解ご協力をお願いします。

令和3年3月末まで 5種類



スプレー缶類



乾電池類



ライター類



蛍光管類



モバイルバッテリー

令和3年4月1日から 7種類



①スプレー缶



②ライター類



③蛍光管



④水銀式体温計・水銀式血圧計等



⑤乾電池類



⑥モバイルバッテリー等



⑦充電式小型家電





有害ごみの出し方



Q 充電式小型家電とはどのようなものか？

A. 本体に取り外しができない充電電池が内蔵されているもので、45リットルの袋に入る大きさの家電製品です。

例：電子たばこ類、携帯音楽プレイヤー、ポータブルゲーム機、コードレス掃除機、コードレスアイロン、電動ハブラシ、充電式ヒゲソリ、ワイヤレスイヤホンなど



Q 小型家電のうち内蔵された充電電池が取り外せる場合はどうすればよいか？

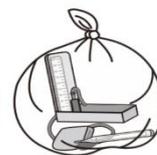
A. 本体は「燃やせないごみ」に、充電電池は「有害ごみ」（モバイルバッテリー等）に出してください。

Q 水銀が含まれるものとはどのようなものか？

A. 「水銀に関する水俣条約」と「水銀による環境汚染の防止に関する法律」に対応するため、次のとおり分別をお願いします。

「蛍光管類」→蛍光管、電球型蛍光管

「水銀式体温計等」→水銀が含まれる体温計・温度計・血圧計など



※割れると水銀が漏れ出し危険なため、できるだけ厚口の透明袋をご使用いただき、口をしっかり縛ってお出してください
※液体部分が赤色のものは水銀式ではなくアルコール式なので「燃やせないごみ」になります

Q 「モバイルバッテリー等」、「乾電池類」とは、具体的にどのようなものか？

A. 「モバイルバッテリー等」→モバイルバッテリー、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池
ニカド電池※できるだけ店頭回収をご利用ください

「乾電池類」→乾電池、コイン電池、ボタン電池

※できるだけ店頭回収をご利用ください

※いずれも金属端子部分をセロテープなどで絶縁してください

※詳しくは、3月発行の「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」をご覧ください



Q スプレー缶の中身が残っているが、どのように出せばよいか？

A. スプレー缶の中身はなるべく使いきってください。どうしても残ってしまう場合は穴など開けずに「有害ごみ」にお出してください。



【問い合わせ先】

- ・久喜宮代清掃センター（久喜地区・宮代町） 電話0480-34-2042
- ・菖蒲清掃センター（菖蒲地区） 電話0480-85-7027
- ・八甫清掃センター（栗橋地区・鷲宮地区） 電話0480-58-1309